

次世代育成支援行動計画

平成 29 年 4 月 1 日

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育てのバランスを保ちながら、高い成果を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画の期間 平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日

2. 行動計画の内容

1) 妊娠中の従業員および子育てを行う従業員の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 子の看護休暇、短時間勤務等育児休業制度について、制度に対する認識の向上と理解を深めることによって、利用しやすい職場環境を醸成する

対策 平成 29 年 4 月から
① 社内電子掲示板等を利用した制度の周知・啓蒙の実施
② 休業取得予定従業員に対する制度の周知・説明の実施

2) 職場復帰後に対する体制整備およびその運用

目標 育児休業者の円滑な職場復帰を支援するため、職場内での対応整備、方策検討を行う

対策 平成 29 年 4 月から
① 職場復帰に対する緩やかな業務復帰プログラムの検討および運用・実施
② 復帰後の能力の維持・向上の支援および本人の意欲向上を図る措置の検討

3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 仕事と育児を含む家庭生活の両立をより可能とし、個人生活を一層充実させるため、効率的な仕事の進め方・メリハリのある働き方・自律的な働き方を推進する

対策 平成 29 年 4 月から
① 個人にあった多様な就業形態、有休休暇取得促進措置の検討・実施
② 固定的な性別役割分担意識の是正、ハラスメント防止のための情報提供

以上